|  |
| --- |
| **７０４９．汎用申請** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＨＹＳ  （ＨＹＳ０Ｗ） | 汎用申請 |

１．業務概要

申請者は、申請に係る情報及び申請手続種別等を入力し、添付ファイル（記入済の電子ファイル（指定様式））を添付することで税関手続を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）添付ファイルチェック

（Ａ）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

（Ｂ）業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②ファイルあたりのサイズが、０バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大１０メガバイト）以内であること。

③添付ファイルの合計サイズが、~~１０~~３０メガバイト以内であること。

（２）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（３）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）添付ファイル格納ＤＢ処理

①システムで添付ファイル取得キー番号を払い出す。

②添付ファイル取得キー番号と添付ファイルをリンク付けて添付ファイル格納ＤＢに登録する。

③あて先税関利用者の決定後、添付ファイル格納ＤＢに登録する。

（３）あて先決定処理

入力された税関官署及び申請手続種別からあて先税関利用者の決定を行う。

（４）汎用申請受理番号の払出し処理

システムで汎用申請受理番号を払い出す。ただし、国際観光旅客税の納付手続にかかる申請手続種別が入力された場合は、資金ＤＢに同一の税関官署かつ、同一の汎用申請受理番号が登録されていない汎用申請受理番号を払い出す。

（５）汎用申請ＤＢ処理

　入力内容等を汎用申請ＤＢに登録する。

　（６）注意喚起メッセージ出力処理

手数料等が必要な申請の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（７）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 汎用申請控情報 | なし | 入力者 |
| 汎用申請情報 | なし | 税関 |

７．特記事項

（１）添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。

（２）添付ファイルの取出しは、あて先税関利用者のみ可能とする。

（３）国際観光旅客税の納付手続にかかる申請手続種別を入力した場合は、登録した汎用申請情報および添付ファイル情報は、一定期間経過後システムから削除される。

（４）国際観光旅客税の納付手続における具体的納期限日について

記事欄に入力された日付から以下の通りシステムで具体的納期限日を算出する。

①納税者の種類が個人の場合は、記事欄に入力された日付を具体的納期限日とする。

②納税者の種類が事業者の場合は、記事欄に入力された日付の翌々月末日を算出した日を具体的納期限日とする。ただし、算出した具体的納期限日が税関閉庁日となる場合は、翌税関開庁日を具体的納期限日とする。